平成２２年（フ）第１３２８号
京都府八幡市男山石城１番地Ｂ38―205
債務者　向畑ふじ代（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３９号
京都市西京区桂池尻町52番地10
債務者　アライ電気工事こと　新井　春逢
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４１号
京都市伏見区竹田七瀬川町４番地３
債務者　まるしげ西田海産加工こと　西田　正紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５３号
京都市下京区東洞院通塩小路上る東入東塩小路町564番地１　ホワイトハウス２－６室
債務者　関口　利則
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７２号
京都府京田辺市東古森130番地２　ケイズガーデンプロニティ202
債務者　居場　美和（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３５号
京都府向日市寺戸町東野辺37番地の24
債務者　川﨑　貴幸
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
兵庫県西宮市城ヶ堀町６番13号、前住所神戸市垂水区美山台１丁目９番70号　市岡ハイツ101号
債務者　笠原　俊一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９９号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目16番11―301号、前住所兵庫県西宮市南甲子園２丁目11番12号
債務者　吉井　治美（旧姓大東）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８８号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地10棟1051号
債務者　小池　澄華
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
愛媛県松山市福音寺町525番地の１
債務者　仙波　英二
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４０２号
愛媛県松山市平井町1122番地２
債務者　中野　茂美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１０号
愛媛県伊予郡松前町大字神崎22番地の２
債務者　髙石　　平
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地　松涛団地松15棟２号
債務者　高橋　奈美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４４号
秋田県にかほ市金浦字塩焚浜32番地１
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４５号
秋田県由利本荘市石脇字下長老沼89番地５
債務者　柴田　　恵
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１７８号
福島県いわき市鹿島町米田字塙58番地の16
債務者　高木　　太
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６８号
長野県茅野市玉川927番地239　県住1197
債務者　堀内めぐみ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の26　ファミール武庫川東605号
債務者　谷口真沙子(旧姓谷口昌子・上田昌子)
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係